

中小企業等経営強化法による支援

事業の概要

中小企業等が経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に提出し、認定を受けることで中小企業経営強化税制(即時償却等)や各種金融支援が受けられます。

計画策定の際は商工会議所・商工会等の支援機関からサポートを受けることができます。

内 容

【利用できる方】 中小企業等(従業員数 2,000 人以下の会社又は個人事業主等)

【策定の指針】

事業分野(例:建設業)を所管する省庁において事業分野ごとに生産性向上の方法等を示した事業分野別の指針を策定することとなり、建設業についても指針が策定されています。

したがって、建設業者が活用する場合は当該指針を踏まえて策定する必要があります。

「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」は中小企業庁ウェブサイトに掲載されています。

【支援の概要】

支援の種類	概 要
税制措置	認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。
金融支援	政府系金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
法的支援	業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に対する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

※各支援措置の詳細は、中小企業庁作成「支援措置活用の手引き」をご覧ください。

問い合わせ先・参考URL

中小企業庁事業環境部企画課 電話:03-3501-1957 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>